

研究開発活動の不正行為及び研究費の不正な使用について

1. 研究活動における不正行為の防止について(パンフレット)
2. 研究費の不正な使用について(P1～P4)
3. 参考資料(P5～P39)

～研究費の不正な使用について～

研究費の不正な使用等とは

研究費の不正な使用等とは、通常、下記(1)～(4)に大別されます。

(1) 物品購入費に係る不正

業者と物品購入に係る架空の取引により、研究機関から支払われた金額を業者にプールし、別の用途に流用したりするもの。

(2) 旅費に係る不正受給

いわゆるカラ出張や水増し出張によって不当に旅費を請求し、差額等を不正に取得するもの。

(3) 給与に係る不正

出勤簿等を捏造、改ざんすることなどによって、雇用者の給与の水増し請求を行い、実態とは異なる給与を研究機関から受領するもの。

(4) 役務に係る不正

研究機器の修理や保守点検等の役務を実施したことにして、架空請求し研究機関から支払われた金額を業者にプールし、別の用途に流用したりするもの。

最近の不正使用事例

不正使用のため、平成23年度に処分が決定された事案を紹介します。

【戦略的創造研究推進事業】

○国立大学法人帯広畜産大学

- ・平成15年度及び16年度に配分された研究費において、取引実体のない架空の請求書を作成させ、JST及び大学から支出させていた。

返還した研究費の額: 899万円(743万円: A社、156万円: 大学)

応募資格の停止期間: 4年(1名)

取引停止(A社) : 3ヶ月

○国立大学法人大阪大学

- ・平成16年度～平成21年度に配分された研究費において、実際に購入・納品させた物品と異なった虚偽の請求書作成(品転)及び取引実体のない架空の請求書を作成させ、大学から支出させていた。また、欠勤していた特任研究員の謝金を請求し支出させた。さらに、出張についてJSTが依頼した出張と大阪大学の命令に基づく出張との重複があった。

返還した研究費の額: 893万円(23万円: 研究者、870万円: 大学)

応募資格の停止期間: 4年(2名)

【重点地域研究開発推進事業】

○国立大学法人帯広畜産大学

- ・平成15年度～平成17年度に配分された研究費において、虚偽の請求書を作成させ、消耗品等を購入したように装い、JST及び大学から支出させ、預け金として業者に管理させていた。

返還した研究費の額: 184万円

応募資格の停止期間: 4年(3名)

JSTにおける研究費の不正な使用等と認定された場合の措置

- (1) 被認定者に係る研究開発の全部又は一部の執行中止
- (2) 申請課題の不採択
- (3) 不正行為等に該当する研究開発費の全部又は一部の返還
- (4) 機構の全部又は一部の事業への申請資格又は参加資格の制限
- (5) 機構が雇用した場合の給与、謝金等の全部又は一部の返還
- (6) 前各号に掲げるもののほか、機構が必要と認める処分

上記(4)における資格制限期間は、次の表のとおりです。

研究費等の執行停止などを行った日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不適正な経理処理等の内容を勘案して相当と認められる期間

| | 研究費等の使用の内容等 | 相当と認められる期間 |
|---|--|------------|
| 1 | 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの | 1年 |
| 2 | 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの | 5年 |
| 3 | 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの | 2～4年 |
| 4 | 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合 | 10年 |
| 5 | 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合 | 5年 |
| 6 | 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合 | 1～2年 |

【申請資格又は参加資格の制限期間】

(注)平成25年度以降に新たに採択された研究課題(継続課題を含む)について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成24年10月17日)による厳罰化等に伴い、大幅に変更されたことから、平成24年12月28日付けで規則改正しました(施行日は平成25年1月1日)。上表の制限期間は、改正後のものです。

特に、2の項、4の項及び6の項における資格制限期間は、平成25年度当初予算以降の事業等(前年度から継続して実施する事業を含む。)の不適正な経理処理等について適用します。

独立行政法人 科学技術振興機構(平成20年、改正平成24年12月)
『不正行為等に係る告発等の処理及び処分に関する規則』

～ 参考資料 ～

平成19年度～平成23年度における競争的資金の使用に関して返還命令
及び応募制限措置を行った事例（平成24年3月31日現在）

○科学研究費補助金

・平成23年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要 | 文部科学省等の対応 |
|--------|---|---|
| 宮崎大学 | 平成19年度～平成21年度の科学研究費補助金について、事務職員が研究者の許可なしに物品を発注し、納品されたものを自宅に持ち帰り私物化していた。 | ○補助金の返還命令 平成24年3月28日（本省） 2万円 平成24年3月28日（学振） 30万円 （返還命令総額32万円） ○応募資格の停止 2年： 3人（ 3人） 1年： 2人 |
| 大阪大学 | 平成15年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。 | ○補助金の返還命令 平成24年3月28日（本省） 314万円 ○応募資格の停止 4年： 2人（ 2人） |
| 東京工業大学 | 平成16年度の科学研究費補助金について、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。 | ○補助金の返還命令 平成24年3月23日（本省） 6万円 平成24年3月23日（学振） 36万円 （返還命令総額42万円） ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人） 2年： 1人（ 1人） 1年： 1人 |
| 帯広畜産大学 | 平成16年度～平成19年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。 | ○補助金の返還命令 平成24年1月10日（本省） 724万円 平成24年1月10日（学振） 2, 286万円 （返還命令総額3, 010万円） ○応募資格の停止 4年： 15人（15人） 1年： 39人 【岐阜大学分】（※2） ○補助金の返還命令 平成24年1月10日（学振） 20万円 |
| 大阪大学 | 平成16年度～平成22年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を補助金から支払わせ、当該代金をもとに実際には請求書等の内容と異なる研究用物品等を納品させたり、請求 | ○補助金の返還命令 平成23年11月24日（学振） 1, 515万円 ○応募資格の停止 5年： 1人（ 1人） 4年： 3人（ 3人） |

| | | |
|--------|---|--|
| | 書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させたり、研究目的に関係のない物品を納品させていた。また、出張について、実際に行っていないものや旅行命令に記載された期間や出張先等が実際と一致していないものがあり、一部については、業者に虚偽の請求書等を作成させて、家族の旅費を請求していた。更に欠勤していた特任研究員等の謝金を請求したりしていた。 | 1年： 7人 |
| 獨協医科大学 | 平成15年度～平成17年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。 | ○補助金の返還命令 平成23年9月9日（本省） 718万円 平成23年8月24日（学振） 357万円 （返還命令総額 1,075万円） ○応募資格の停止 4年： 6人（6人） 1年： 3人 |

・平成22年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要 | 文部科学省等の対応 |
|-----------|---|---|
| 名城大学 | 平成19年度の科学研究費補助金について、研究協力者である学生に虚偽の出勤簿を作成させ、同大学に謝金の架空請求を行わせ、当該架空請求に係る謝金を回収し、これを当該学生の学会参加に係る旅費等に充てていた。 | ○補助金の返還命令 平成22年9月29日（学振） 4万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（1人） |
| 山口大学 | 平成11年度～平成20年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。併せて、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。また一部を私用物品の購入費に充てていた。 | ○補助金の返還命令 平成23年3月30日（本省） 170万円 平成23年3月31日（学振） 801万円 （返還命令総額 971万円） ○応募資格の停止 5年： 1人（1人） 4年： 10人（10人） 2年： 2人（2人） |
| 名古屋大学 | 平成15年度及び平成16年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。 | ○補助金の返還命令 平成23年3月30日（本省） 946万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（1人） |
| 松本歯科大学 | 平成15年度～平成18年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。 | ○補助金の返還命令 平成23年3月30日（本省） 142万円 平成23年3月31日（学振） 560万円 （返還命令総額 702万円） ○応募資格の停止 4年： 6人（6人） 2年： 2人（2人） |
| 和歌山県立医科大学 | 平成14年度～平成19年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を補助金から支払 | ○補助金の返還命令 平成23年2月15日（本省） 3,005万円 ○補助金の返還命令 |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>わせ、当該購入代金をもとに実際には請求書等の内容と異なる研究用物品等を納品させたり、請求書の品目の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。</p> | <p>平成23年2月28日（学振） 2,851万円 （返還命令総額5,856万円）</p> <p>○応募資格の停止 4年：9人（9人） 1年：19人</p> |
|--|--|--|

・平成21年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要 | 文部科学省等の対応 |
|-----------|--|--|
| 愛知県がんセンター | <p>平成15年度～平成19年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、当該購入代金をもとに実際には請求書等の内容と異なる物品（高額な顕微鏡等）を納品させていたほか、コピー機の使用料や修理代等に充てていた。</p> | <p>○補助金の返還命令 平成22年3月31日（本省） 415万円 平成22年3月31日（学振） 360万円 （返還命令総額775万円）</p> <p>○応募資格の停止 4年：6人（6人） 1年：6人</p> |
| 広島大学 | <p>平成15年度～平成17年度及び19年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、当該購入代金を業者に預けて別途に経理し、補助事業に関連しない研究用物品の購入費等に充てていたり、実際には請求書等の内容と異なる物品（パソコン等）を納品させていた。</p> | <p>○補助金の返還命令 平成22年3月16日（本省） 47万円 平成22年3月24日（学振） 395万円 （返還命令総額442万円）</p> <p>○応募資格の停止 4年：4人（4人） 1年：9人</p> |
| 東京大学 | <p>平成16年度～平成18年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、実際には請求書等の内容と異なる物品の納品等をさせていたほか、当該購入代金を業者に預けて別途に経理し、補助事業に関連しない文具類等の購入費に充てていた。</p> | <p>○補助金の返還命令 平成22年3月15日（本省） 161万円 平成22年3月12日（学振） 58万円 （返還命令総額218万円）</p> <p>○応募資格の停止 4年：2人（2人） 1年：15人</p> |
| 東京医科大学 | <p>平成15年度～平成17年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、当該購入代金を業者に預けて別途に経理し、補助事業に関連しない研究用物品等の購入費に充てていた。</p> | <p>○補助金の返還命令 平成21年12月4日（本省） 160万円 平成21年11月12日（学振） 318万円 （返還命令総額478万円）</p> <p>○応募資格の停止 4年：6人（6人）</p> |
| 岡山大学 | <p>平成14年度～平成16年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、当該購入代金を業者に預けて別途に経理し、補助事業に関連しない研究用物品等の購入費に充てていた。</p> | <p>○補助金の返還命令 平成21年10月30日（学振） 283万円</p> <p>○応募資格の停止 4年：5人（5人） 1年：5人</p> |
| 名古屋大学 | <p>平成14年度及び平成15年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、</p> | <p>○補助金の返還命令 平成21年10月19日（学振）</p> |

| | | |
|----------|--|--|
| | 虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、当該購入代金を業者に預けて別途に経理し、補助事業に関連しない研究用物品等の購入費のほか一部を私用物品の購入費に充てていた。 | 182万円 ○応募資格の停止 4年： 1人(1人) 5年： 1人(1人) |
| 長岡技術科学大学 | 平成9年度～平成11年度の科学研究費補助金について、実体のない謝金を架空に請求し、プール金として自らで管理し、学生の学会参加に必要となる経費等に使用していた。 | ○補助金の返還命令 平成21年9月4日(本省) 94万円 平成21年9月1日(学振) 10万円 (返還命令総額 104万円) ○応募資格の停止 4年： 1人(1人) |
| 信州大学 | 平成15年度～平成17年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品の購入等に充てていた。 | ○補助金の返還命令 平成21年6月23日(学振) 266万円 ○応募資格の停止 4年： 1人(1人) 1年： 4人 |

・平成20年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要 | 文部科学省等の対応 |
|------------|--|---|
| 早稲田大学 | 平成15年度及び平成16年度の科学研究費補助金において、業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品等とは異なる品名が記載された虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより実際には異なる物品を納品させていた | ○補助金の返還命令 平成21年3月31日(学振) 70万円 ○応募資格の停止 4年： 1人 |
| 筑波大学 | 平成9年度及び平成10年度科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。 | ○補助金の返還命令 平成21年3月25日(本省) 99万円 ○応募資格の停止 4年： 1人 |
| 愛知医科大学 | 平成11年度～平成17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていたり、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていたり、研究代表者が研究分担者に名義を貸して補助金の交付を受け、使用しているものがあつた。 | ○補助金の返還命令 平成21年2月17日(学振) 1,530万円 ○応募資格の停止 5年： 2人 4年： 10人 |
| 放射線医学総合研究所 | 平成15年度～平成18年度科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、研究所から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ研究所に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。 | ○補助金の返還命令 平成21年1月21日(本省) 483万円 平成21年1月16日(学振) 162万円 (返還命令総額 645万円) ○応募資格の停止 4年： 3人 |
| 東京歯科大学 | 平成13年度及び平成14年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入 | ○補助金の返還命令 平成21年1月8日(学振) |

| | | |
|----------|--|--|
| | 入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。 | 47万円 ○応募資格の停止 4年： 2人 |
| 目白大学 | 平成17年度の科学研究費補助金において、海外渡航に係る旅費について、研究出張とは見なせない用務が含まれていた。 | ○補助金の返還命令 平成20年12月11日（本省） 39万円 ○応募資格の停止 5年： 1人 |
| 国立感染症研究所 | 平成15年度～平成17年度の科学研究費補助金において、研究補助員に虚偽の謝金受領書を作成させ、研究代表者が立替払をしたとして不正に補助金を受領し、保管していた。 | ○補助金の返還命令 平成20年11月21日（学振） 154万円 ○応募資格の停止 4年： 1人 |
| 東北大学 | 平成14年度～平成16年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。 | ○補助金の返還命令 平成20年7月25日（学振） 513万円 ○応募資格の停止 4年： 2人（ 2人） 1年： 1人 |
| 静岡大学 | 平成15年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、平成14年度に科学研究費補助金で購入した物品の附属品の支払いに充てていた。 | ○補助金の返還命令 平成20年7月23日（学振） 51万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人） |
| 岡山大学 | 平成15年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。 | ○補助金の返還命令 平成20年5月19日（学振） 81万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人） |
| 新潟大学 | 平成14年度から平成18年度の科学研究費補助金において、実体のない謝金出勤表を大学院学生に作成させて請求し、大学に補助金を支出させ、大学院学生の学会参加の旅費に充てていた。 | ○補助金の返還命令 平成20年5月13日（学振） 34万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人） 1年： 8人 【山形大学分】（※2） ○補助金の返還命令 平成20年5月27日（学振） 66万円 |

・平成19年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要 | 文部科学省等の対応 |
|--------|---|--|
| 広島工業大学 | 平成9年度、平成10年度、平成12年度、平成13年度及び平成15年度～平成18年度の科学研究費補助金において、旅費、謝金を架空請求し、また業者から無償で貸借した計測装置についてレンタル料を請求し、大学から補助金を支出させ自らの銀行口座で管理し、研究費（遠隔地での測定会実施に際しての必要経費）として使用したほか、一部については家族旅行 | ○補助金の返還命令 平成20年2月1日（本省） 428万円 平成20年1月28日（学振） 336万円 （返還命令総額 764万円） ○応募資格の停止 |

| | | |
|--------|---|--|
| | の費用に使用していた。 | 5年： 1人(1人) 1年： 4人 |
| 九州大学 | 平成17年度及び平成18年度の科学研究費補助金において、研究室に所属する研究生の名義貸しを依頼し、自らが管理する銀行口座を開設し、架空の謝金請求を行い、研究期間終了後に使用する研究費として保管していた。 | ○補助金の返還命令 平成20年1月28日(本省) 78万円 ○応募資格の停止 4年： 1人(1人) |
| 吉備国際大学 | 平成16年度及び平成17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。 | ○補助金の返還命令 平成19年12月19日(学振) 169万円 ○応募資格の停止 4年： 1人(1人) |
| 獨協医科大学 | 平成10年度～平成18年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。 | ○補助金の返還命令 平成19年12月13日(本省) 2, 286万円 平成19年12月28日(学振) 3, 076万円 (返還命令総額 5, 362万円) ○応募資格の停止 4年： 29人(29人) 1年： 15人 【岐阜大学分】(※2) ○補助金の返還命令 平成20年2月19日(学振) 100万円 |
| 朝日大学 | 平成14年度、平成16年度及び平成17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。 | ○補助金の返還命令 平成19年10月1日(本省) 630万円 平成19年10月2日(学振) 265万円 (返還命令総額 895万円) ○応募資格の停止 4年： 1人(1人) 1年： 2人 |
| 金沢大学 | 平成14年度の科学研究費補助金において、正規の手続きを経て購入し機関による納品検収を受け、補助金の支出手続がなされた物品・消耗品等を業者に持ち帰らせ、それらに支出させた補助金を「預け金」として業者に管理させ、必要に応じ正規の手続きを経ずに物品等を納品検収を受けることなく納入させ、その代金を「預け金」から支出していた。 | ○補助金の返還命令 平成19年7月11日(学振) 130万円 ○応募資格の停止 4年： 1人(1人) |
| 立命館大学 | 平成13年度～平成18年度の科学研究費補助金において、研究室に所属する学生名義で架空の謝金請求を行い、謝金を受け取った学生から研究室に還流させ、留学生支援、学生の現地調査活動経費や学会参会費等研究室の運営費等に使用していた。 | ○補助金の返還命令 平成19年6月27日(本省) 61万円 平成19年5月30日(学振) 499万円 ○応募資格の停止 4年： 1人(1人) 5年： 1人(1人) |
| 国立天文台 | 平成10年度～平成13年度の科学研究費補助金において、架空の謝金請求を行い、大学院生の旅費として使用していたほか、一部に祝電等の支 | ○補助金の返還命令 平成19年5月16日(本省) 82万円 |

| | | |
|--------|--|--|
| | 出が確認された。 | 平成19年5月18日 (学振) 152万円 (返還命令総額 234万円) ○応募資格の停止 5年： 1人 (1人) |
| 埼玉医科大学 | 平成16年度の科学研究費補助金において、海外渡航に係る旅費に、妻子を同伴するための費用を含んで精算したほか、研究課題の目的から外れた共同研究の打ち合わせをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。 | ○補助金の返還命令 平成19年4月20日 (本省) 57万円 ○応募資格の停止 5年： 1人 (1人) |

○戦略的創造研究推進事業

・平成23年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要 | 文部科学省の対応 |
|--------|--|--|
| 帯広畜産大学 | 平成15年度及び平成16年度に配分された研究費において、取引先企業からJST (直接執行) 及び大学 (委託) に提出された書類の中に、取引実態のない請求書があり、それらの書類によりJST及び大学から支払いを受けていた。 | ○返還命令 平成23年7月5日 A社： 743万円 ○委託費の返還命令 平成23年9月12日 大学： 156万円 (返還合計： 899万円) ○応募資格の停止 4年： 1人 (1人) ○取引停止 A社： 3ヶ月 |

・平成22年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要 | 文部科学省の対応 |
|-------|--|--|
| 山口大学 | 平成13年度～平成15年度に配分された研究費において、取引先企業からJSTに提出された書類の中に、記載内容と実際の納品物が異なっていた納品書や、取引実態のない請求書があり、それらの書類によりJSTから支払いを受けていた。 | ○返還命令 平成22年10月6日 A社： 112万円 B社： 230万円 合計： 342万円 ○応募資格の停止 4年： 1人 (1人) ○取引停止 A社： 14ヶ月 B社： 1ヶ月 |

・平成19年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要 | 文部科学省等の対応 |
|--------|--|--|
| 獨協医科大学 | 平成14年度～平成18年度に配分された研究費において、取引先企業からJST (直接執行) 及び大学 (委託) に提出された書類の中に、記載内容と実際の納品物が異なっていた納品書や、取引実態のない請求書があり、それらの書類によりJST及び大学から支払いを受けていた。 | ○返還命令 平成19年10月29日 A社： 484万円 (社会技術研究開発事業を含む) 平成19年12月5日 大学： 24万円 ○応募資格の停止 |

| | | |
|-------|---|---|
| | | 4年： 2人（ 2人） ○取引停止 A社は平成19年11月30日付けで 廃業したため行わない。 |
| 早稲田大学 | 平成9年度～平成18年度に配分された研究費において、取引先企業からJST（直接執行）及び大学（委託）に提出された書類の中に、記載内容と実際の納品物が異なっていた納品書や、取引実態のない請求書があり、それらの書類によりJST及び大学から支払いを受けていた。 | ○返還命令 平成19年4月11日 A社： 1, 271万円 B社： 794万円 C社： 11万円 D社： 322万円 E社： 322万円 F社： 261万円 合計： 2, 981万円 ○応募資格の停止 5年： 1人（ 1人） ○取引停止 A社～F社とも3ヶ月 |

○科学技術振興調整費
・平成20年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要 | 文部科学省等の対応 |
|-----------|--|---|
| 東北大学 | 平成15年度に予算示達、また、平成16～18年度に交付された科学技術振興調整費において、納入実績のない架空の納入書・請求書の作成を業者に指示し、支払われた代金を預け金として管理させていた。 | ○返納 平成20年8月22日 (平成16年度～平成18年度不正) 747万円 平成20年10月31日 (平成15年度不正) 1万円 ○応募資格の停止 4年： 2人（ 2人） |
| 産業技術総合研究所 | 平成16年度に交付された科学技術振興調整費において、納入実績のない架空の納入書・請求書の作成を業者に指示し、支払われた代金を預け金として管理させていた。 | ○返納 平成20年6月22日 11万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人） |
| 静岡大学 | 平成14及び15年度に予算示達された科学技術振興調整費において、納入実績のない架空の納入書・請求書の作成を業者に指示し、支払われた代金を別途購入して未払いとなっていた設備備品の支払いに充てていた。 | ○返納 平成20年8月21日 248万円 平成20年8月22日 31万円 平成20年8月25日 92万円 (返還命令総額 371万円) ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人） |

○21世紀COEプログラム

・平成23年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要 | 文部科学省等の対応 |
|--------|---|--|
| 帯広畜産大学 | 平成15年度～平成18年度に交付された21世紀COEプログラムにおいて、業者に架空の発注を行い、預け金とし、業者に管理させていた。 | ○補助金の返還命令 平成23年9月30日 3,539万円 ○応募資格の停止 4年：10人（10人） 【岐阜大学分】（※2） ○補助金の返還命令 平成23年9月30日 122万円 |

・平成21年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要 | 文部科学省等の対応 |
|-------|---|---|
| 信州大学 | 平成14年度、平成15年度、平成18年度に交付された21世紀COEプログラムにおいて、業者に架空の発注を行い、預け金とし、翌年度以降の研究室及び当該教員の教育研究に使用した。 | ○補助金の返還命令 平成21年5月11日 370万円 ○応募資格の停止 4年：1人（1人） |

・平成19年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要 | 文部科学省等の対応 |
|-------|--|--|
| 立命館大学 | 平成15年度～平成18年度に交付された21世紀COEプログラムにおいて、実体のないアルバイト資金の還流及び実父が経営する会社への架空発注により「私的流用」を行っていた。 | ○補助金の返還命令 平成19年5月11日 1,321万円 ○応募資格の停止 4年：1人（1人） 5年：1人（1人） |
| 法政大学 | 平成16年度に交付された21世紀COEプログラムにおいて、研究拠点形成活動の一環として刊行物のCD-ROM化を業者に発注したが、当該作業の多くの部分を発注業者から自らが請け負うという不適切な経理処理により、結果的に資金を還流させていた。 | ○補助金の返還命令 平成19年5月11日 92万円 ○応募資格の停止 5年：1人（1人） |

○独創的シーズ展開事業

・平成22年度

| 研究期間名 | 不正な使用の概要 | 文部科学省等の対応 |
|--------|--|--|
| 松本歯科大学 | 平成17年度の大学発ベンチャー創出推進事業において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学に支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。 | ○委託費の返還命令 平成23年3月28日（JST） 104万円 ○応募資格の停止 4年：1人（1人） |

・平成20年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要 | 文部科学省等の対応 |
|-----------|---|---|
| 産業技術総合研究所 | 平成17年度の独創的シーズ展開事業（権利化試験）において、納品実績のない消耗品等について架空の納品書及び請求書を提出し、同研究所から業者に支出させ、業者に預け金として管理させていた。 | ○返還命令 平成20年7月4日 180万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（1人） |

・平成19年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要 | 文部科学省等の対応 |
|-------|--|--|
| 大阪大学 | 平成15年度の研究成果最適移転事業費において、納品実績のない消耗品等について架空の納品書及び請求書を提出し、同大学から業者に支出させ、業者に預け金として管理させていた。 | ○返還命令 平成19年11月15日 249万円 ○応募資格の停止 4年： 1人 ○取引停止：3ヶ月 |

○先端計測分析技術・機器開発事業

・平成19年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要 | 文部科学省等の対応 |
|-------|---|--|
| 静岡大学 | 平成17年度先端計測分析技術・機器開発事業において、虚偽の納品書と請求書により消耗品等を購入したように装い、同大学に支出させていた。また、この支出金の一部を「預け金」として業者に管理させ、必要に応じ正規の手続きを経ずに物品等を納品検収を受けることなく納入させ、その代金を「預け金」から支出していた。 | ○委託費の返還命令 平成19年10月16日（JST） 353万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（1人） |

○地域イノベーション創出総合支援事業

・平成22年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要 | 文部科学省等の対応 |
|-------|---|---|
| 山口大学 | 平成16年度～平成19年度の地域イノベーション創出総合支援事業（17年度以前は重点地域研究開発推進事業）において、虚偽の納品書と請求書により消耗品等を購入したように装い、同大学に支出させ、預け金として業者に管理させていた。 | ○委託費の返還命令 平成22年10月6日（JST） 402万円 ○応募資格の停止 4年： 5人（5人） |

○重点地域研究開発推進事業

・平成23年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要 | 文部科学省等の対応 |
|--------|---|---|
| 帯広畜産大学 | 平成15年度～平成17年度の重点地域研究開発推進事業において、虚偽の納品書と請求書により消耗品等を購入したように装い、同大学に支出させ、預け金として業者に管理させていた。 | ○委託費の返還命令 平成23年9月12日（JST） 184万円 （（財）北海道科学技術総合振興センター経由返還分を含む） ○応募資格の停止 4年： 3人（3人） |

・平成21年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要 | 文部科学省等の対応 |
|-------|--|--|
| 広島大学 | 平成17年度の重点地域研究開発推進事業において、虚偽の納品書と請求書により消耗品等を購入したように装い、同大学に支出させ、預け金として業者に管理させていた。 | ○委託費の返還命令 平成21年6月8日（JST） 133万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（1人） |

○未来開拓学術研究費補助金
平成23年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要 | 文部科学省等の対応 |
|-------|---|---|
| 大阪大学 | 平成15・16年度の未来開拓学術研究費補助金において、業者との間で架空伝票が作成され、プロジェクトリーダーが所属する宮崎医科大学・宮崎大学から補助金を支払わせ、業者に預け金とし、これにより研究に必要な備品、消耗品を納入させていた。 | 【宮崎大学】（※2） ○補助金の返還命令 平成24年2月23日 439万円 （平成15年度分：290万円） （平成16年度分：149万円） |

・平成22年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要 | 文部科学省等の対応 |
|-------|---|---|
| 山口大学 | 平成16年度の未来開拓学術研究費補助金において、業者に架空の支払いに必要な書類を作成させ、研究代表者が所属する宮崎大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、研究に使用する試薬、消耗品、機器及び機器附属品等の購入に充てていた。 | 【宮崎大学】（※2） ○補助金の返還命令 平成22年11月11日 250万円 |

- ※1 「応募資格の停止」における括弧内の人数は、申請等資格制限の一斉適用対象の人数を示す。
 ※2 不正使用を行った研究者は他の研究機関に所属する研究代表者の実施する研究課題の研究分担者であり、当該不正使用にかかる研究費の返還は、研究代表者の所属する研究機関から受けている。
 ※3 事業名は、不正が行われた当時の事業名である。

公的研究費の不適切な経理に関する調査結果について（第2報）

公的研究費の不適切な経理に関し、「研究機関における公的研究費の適正な執行等のための取組の徹底について（通知）」（平成23年8月19日付）に基づく各研究機関の調査結果については、平成24年3月2日に第1報として公表したところですが、その後の各研究機関における調査結果を踏まえ、第2報を取りまとめましたので公表します。

（表中の件数、金額及び人数の値について、上段括弧書きとしているところは、第1報から変更があった箇所であることを示しています。）

記

1. 調査対象

- (1) 対象研究機関：文部科学省所管の1, 179機関
 [内訳] 大学(772)、短期大学(374)、大学共同利用機関法人(4)、高等専門学校(7：内訳・国立高等専門学校機構1、公私立高等専門学校6)、独立行政法人(22)
- (2) 対象経費：研究活動のための公的資金に係る「預け金」及び「プール金」
- (3) 対象期間：平成20年度～平成23年度
 ※ 平成23年度については7月31日まで。
 ※ 調査の過程で、平成19年度以前の不適切な経理が判明した場合はあわせて報告を求めている。

2. 調査結果(平成20年度以降分)

表1 「不適切な経理『有』と報告のあった機関数等

| | 大学 | 短期大学 | その他 | 計 | 備考 |
|----------------------|--------------|------|-----|------------------|--------|
| ①「不適切な経理『有』と報告のあった機関 | 12 | 0 | 2 | 14 | 表2-1参照 |
| ②一部について調査未了である機関 | 4 | 0 | 0 | 4 | 表5参照 |
| ③「不適切な経理『無』と報告のあった機関 | (752) 759 | 374 | 31 | (1,157) 1,164 | |
| 合 計 | (注)772 | 374 | 33 | (注)1,179 | |

- ※ 「その他」は、大学共同利用機関法人、高等専門学校及び独立行政法人。
 ※ 一部について調査未了となっている4機関のうち、3機関については、「不適切な経理『有』」とした事案と一部について調査未了の事案があるため、「(注)」を付した合計数とは一致しない。

表2-1 「不適切な経理『有』と報告のあった機関で、調査が完了している事案のある機関（14機関。第1報では8機関）と金額等

(単位：円、人)

| | 20年度以降の不適切な経理 | |
|----------------------------|---------------|------|
| | 金額 | 研究者数 |
| ○国立大学（4機関。第1報では2機関） | | |
| 北海道大学 ◆ | 116,793,922 | 22 |
| 東京大学 ◆ | 9,998,100 | 1 |
| 東京農工大学 ◆ | 275,203 | 1 |
| 大阪大学 | 5,231,396 | 1 |
| ○公立大学（2機関） | | |
| 都留文科大学 | 52,020 | 1 |
| 下関市立大学 | 105,284 | 1 |
| ○私立大学（6機関。第1報では3機関） | | |
| 昭和薬科大学 | 171,434 | 2 |
| 東海大学 ◆ | 1,725,267 | 1 |
| 日本大学 ◆ | 30,516,046 | 2 |
| 法政大学 | (36,200) | |
| | 272,492 | 1 |
| 武蔵野大学 ◆ | 1,275,584 | 2 |
| 関西学院大学 | (87,200) | (1) |
| | 681,437 | 2 |
| ○その他（2機関。第1報では1機関） | | |
| 東京工業大学 加速器研究機構 | 582,240 | 1 |
| 東京工業高等専門学校 (国立高等専門学校機構) | 184,327 | 1 |
| 合計 | (5,946,625) | (9) |
| | 167,864,752 | 39 |

※ 大阪大学は平成23年2月公表済み。

※ 財源の全てが公的資金ではない可能性があっても、公的資金が含まれる可能性がある事案は、機関から報告された額の全てを計上している。(表2-2、4-1及び4-2においても同じ)

※ 「◆」を付した機関は、第2報で新たに追加となった機関。

表2-2 表2-1に掲載した機関の年度別の不適切な経理の金額等

| 年度(平成) | 預け金 | | プール金 | | 計 | |
|--------|-------------|------|-------------|------|-------------|------|
| | 金額 | 研究者数 | 金額 | 研究者数 | 金額 | 研究者数 |
| 20年度 | (258,811) | (4) | (1,776,417) | (2) | (2,035,228) | (6) |
| | 50,948,385 | 19 | 2,604,224 | 5 | 53,552,609 | 24 |
| 21年度 | (227,584) | (3) | (3,273,129) | (3) | (3,500,713) | (6) |
| | 63,403,867 | 19 | 4,317,777 | 7 | 67,721,644 | 26 |
| 22年度 | (0) | (0) | (410,684) | (4) | (410,684) | (6) |
| | 38,352,344 | 15 | 1,467,032 | 7 | 39,819,376 | 22 |
| 23年度 | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) |
| | 6,601,743 | 2 | 169,380 | 1 | 6,771,123 | 3 |
| 合計 | (486,395) | (7) | (5,460,230) | (9) | (5,946,625) | (16) |
| | 159,306,339 | 55 | 8,558,413 | 20 | 167,864,752 | 75 |

※ 研究者数は、年度ごとに集計した延べ人数。実人数は39人。
(表2-1参照)

3. 調査結果(平成19年度以前分)

表3 「不適切な経理『有』と報告のあった機関数等

| | 大学 | 短期大学 | その他 | 計 | 備考 |
|----------------------|--------------|--------------|-----|------------------|--------|
| ①「不適切な経理『有』と報告のあった機関 | (29) 30 | (3) 2 | 2 | (34) 34 | 表4-1参照 |
| ②一部について調査未了である機関 | 6 | 0 | 0 | 6 | 表5参照 |
| ③「不適切な経理『無』と報告のあった機関 | (732) 740 | (371) 372 | 31 | (1,134) 1,143 | |
| 合計 | (注)772 | 374 | 33 | (注)1,179 | |

※ 「不適切な経理『無』とした機関数は、今回の平成20年度以降の調査の過程で確認されなかったもの。

※ 一部について調査未了となっている6機関のうち、4機関については「不適切な経理『有』とした事案と、一部について調査未了の事案があるため、「(注)」を付した合計数とは一致しない。

表4-1 「不適切な経理『有』」と報告のあった機関(本調査の過程で判明したもので、調査が完了している事案のある機関(34機関。第1報では21機関)と金額等

(単位：円、人)

| | 金額 | 研究者数 |
|--------------------------------|----------------------------|---------------|
| ○国立大学(6機関。第1報では2機関) | | |
| 北海道大学 ◆ (注1) | 51,283,775 | 26 |
| 北海道教育大学 ◆ | 407,820 | 1 |
| 群馬大学 | 871,027 | 3 |
| 東京農工大学 ◆ (注1) | 2,251,515 | 2 |
| 東京工業大学 | 1,273,865 | 1 |
| 東京海洋大学 ◆ | 326,446 | 2 |
| ○公立大学(2機関。第1報では1機関) | | |
| 札幌医科大学 ◆ | 2,072,805 | 4 |
| 横浜市立大学 | 1,999,524 | 1 |
| ○私立大学(22機関。第1報では15機関) | | |
| 東京歯科大学 | 2,351,517 | 1 |
| 青山学院大学 ◆ | 3,097,290 | 1 |
| 慶應義塾大学 | 8,959,559 | 4 |
| 工学院大学 | (6,824,001) 7,022,976 | 3 |
| 上智大学 | (6,914,781) 13,061,255 | (5) 7 |
| 昭和女子大学 | 288,859 | 2 |
| 昭和薬科大学 (注1) | 123,228 | 1 |
| 成蹊大学 | (6,800,123) 6,294,781 | (1) 2 |
| 中央大学 ◆ | 19,950 | 1 |
| 東京家政大学 ◆ | 1,660,264 | 6 |
| 東京家政学院大学 | 136,558 | 1 |
| 東京農業大学 | (13,181,986) 11,437,245 | (9) 6 |
| 東邦大学 | 3,984,461 | 2 |
| 日本大学 ◆ (注1) | 16,715,289 | 8 |
| 日本女子大学 | 2,900,873 | 1 |
| 法政大学 (注1) | (5,183,038) 4,542,075 | (2) 3 |
| 武蔵野大学 (注1) | (6,481,774) 17,532,435 | (1) 2 |
| 立教大学 | (500,000) 5,555,610 | (1) 2 |
| 早稲田大学 ◆ | 2,751,146 | 2 |
| 松本歯科大学 ◆ | 11,909,036 | 9 |
| 関西学院大学 ◆ (注1) | 464,436 | 1 |
| 産業医科大学 ◆ | 327,630 | 1 |
| ○私立短期大学(2機関) | | |
| 東京家政大学短期大学部 ◆ | 1,140,985 | (注2) 3 |
| 東京農業大学短期大学部 | 200,109 | (注3) 1 |
| ○その他(2機関。第1報では1機関) | | |
| 高エネルギー加速器研究機構 ◆ (注1) | 91,480 | 1 |
| 東京工業高等専門学校(注1) (国立高等専門学校機構) | 2,704,290 | 1 |
| 合計 | (72,635,167) #REF! | (43) #REF! |

※ 「(注1)」を付した機関(9機関)は、不適切な経理事案のうち、平成20年度以降の調査完了の事案も存在するため、表2-1にも掲載。

※ 「(注2)」を付した研究者(3人)は、東京家政大学の研究者のうちの3人と同一人物のため、研究者数の合計には含めていない。

※ 「(注3)」を付した研究者(1人)は、東京農業大学の研究者の1人と同一人物のため、研究者数の合計には含めていない。

※ 「平成20年度以降」(表2-1)と「平成19年度以前」(表4-1)において、「不適切な経理『有』」と報告のあった機関を合わせる(重複している機関を除く)と全部で39機関となる。

※ 「◆」を付した機関は、第2報で新たに追加となった機関。

表4-2 4-1に掲載した機関の年度別の不適切な経理の額及び人数

(単位：円、人)

| 年度(平成) | 預け金 | | プール金 | | 計 | |
|--------|-----------------------------|-------------|----------------|----------|-----------------------------|-------------|
| | 金額 | 研究者数 | 金額 | 研究者数 | 金額 | 研究者数 |
| 不明 | (4,282,731) 4,000,732 | 8 | 0 | 0 | (4,282,731) 4,000,732 | 8 |
| 12年度 | 0 | 0 | (0) 239,400 | (0) 1 | (0) 239,400 | (0) 1 |
| 13年度 | (450,240) 940,142 | (1) 2 | 0 | 0 | (450,240) 940,142 | (1) 2 |
| 14年度 | (2,561,687) 2,581,637 | (2) 3 | 0 | 0 | (2,561,687) 2,581,637 | (2) 3 |
| 15年度 | (11,866,212) 28,524,295 | (10) 23 | 0 | 0 | (11,866,212) 28,524,295 | (10) 23 |
| 16年度 | (24,297,363) 40,624,456 | (18) 38 | 0 | 0 | (24,297,363) 40,624,456 | (18) 38 |
| 17年度 | (8,443,366) 20,873,455 | (15) 34 | 0 | 0 | (8,443,366) 20,873,455 | (15) 34 |
| 18年度 | (17,250,796) 27,844,098 | (18) 31 | (0) 242,682 | (0) 1 | (17,250,796) 28,086,780 | (18) 32 |
| 19年度 | (3,482,772) 59,567,224 | (9) 41 | (0) 321,993 | (0) 3 | (3,482,772) 59,889,217 | (9) 44 |
| 合計 | (72,635,167) 184,956,039 | (81) 180 | (0) 804,075 | (0) 5 | (72,635,167) 185,760,114 | (81) 185 |

※ 研究者数は、年度ごとに集計した延べ人数。実人数は108人。
(表4-1参照)

4. 調査未了である機関

表5 調査が未了となっている機関(6機関)

| | 20年度以降分 | 19年度以前分 |
|------------|---------|---------|
| ○国立大学(2機関) | | |
| 北海道大学(注) | ✓ | ✓ |
| 東京大学(注) | ✓ | ✓ |
| ○私立大学(4機関) | | |
| 青山学院大学(注) | | ✓ |
| 東京慈恵会医科大学 | | ✓ |
| 日本大学(注) | ✓ | ✓ |
| 立教大学(注) | ✓ | ✓ |
| 計 | 4 | 6 |

※ 「(注)」を付した機関(5機関)は、一部について調査未了と報告があった機関である。

5. 第1報の公表（平成24年3月2日）後に、不適切な経理の事案が発覚した機関

表ア-1 平成20年度以降に「不適切な経理『有』」と報告のあった機関で、調査が完了している事案のある機関（5機関）と金額等

（単位：円、人）

| | 20年度以降の不適切な経理 | |
|------------|---------------|------|
| | 金額 | 研究者数 |
| ○国立大学（3機関） | | |
| 横浜国立大学 | 283,660 | 1 |
| 滋賀医科大学 | 766,757 | 4 |
| 京都大学 | 333,847 | 1 |
| ○私立大学（2機関） | | |
| 愛知大学 | 1,041,907 | 2 |
| 兵庫医科大学 | 1,275,522 | 1 |
| 合計 | 3,701,693 | 9 |

表ア-2 表ア-1に掲載した機関の年度別の不適切な経理の金額等

（単位：円、人）

| 年度(平成) | 預け金 | | プール金 | | 計 | |
|--------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|
| | 金額 | 研究者数 | 金額 | 研究者数 | 金額 | 研究者数 |
| 20年度 | 1,371,790 | 2 | 695,747 | 4 | 2,067,537 | 6 |
| 21年度 | 439,687 | 2 | 500,000 | 1 | 939,687 | 3 |
| 22年度 | 251,069 | 1 | 224,610 | 4 | 475,679 | 5 |
| 23年度 | 0 | 0 | 218,790 | 1 | 218,790 | 1 |
| 合計 | 2,062,546 | 5 | 1,639,147 | 10 | 3,701,693 | 15 |

※ 研究者数は、年度ごとに集計した延べ人数。実人数は9人。
（表ア-1参照）

表イ-1 平成19年度以前に「不適切な経理『有』」と報告のあった機関で、調査が完了している事案のある機関（5機関）と金額等

（単位：円、人）

| | 19年度以前の不適切な経理 | |
|------------|---------------|------|
| | 金額 | 研究者数 |
| ○国立大学（3機関） | | |
| 滋賀医科大学（注） | 441,720 | 3 |
| 京都大学（注） | 1,036,122 | 3 |
| 長崎大学 | 12,020 | 1 |
| ○私立大学（2機関） | | |
| 千葉工業大学 | 1,140,175 | 2 |
| 愛知大学（注） | 1,512,600 | 2 |
| 合計 | 4,142,637 | 11 |

※ 「(注1)」を付した機関（3機関）は、不適切な経理の事案のうち、平成20年度以降の調査完了の事案も存在するため、表ア-1にも掲載。

※ 第1報の公表後に、「平成20年度以降」（表ア-1）と「平成19年度以前」（表イ-1）において、「不適切な経理『有』」と報告のあった機関を合わせる（重複している機関を除く）と全部で7機関となる。

表イ-2 表イ-1に掲載した機関の年度別の不適切な経理の金額等

（単位：円、人）

| 年度(平成) | 預け金 | | プール金 | | 計 | |
|--------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|
| | 金額 | 研究者数 | 金額 | 研究者数 | 金額 | 研究者数 |
| 13年度 | 203,801 | 1 | 0 | 0 | 203,801 | 1 |
| 14年度 | 216,183 | 1 | 0 | 0 | 216,183 | 1 |
| 15年度 | 10,779 | 1 | 0 | 0 | 10,779 | 1 |
| 16年度 | 163,800 | 1 | 11,500 | 1 | 175,300 | 2 |
| 17年度 | 1,413,251 | 4 | 491,020 | 3 | 1,904,271 | 7 |
| 18年度 | 168,483 | 1 | 566,010 | 4 | 734,493 | 5 |
| 19年度 | 0 | 0 | 897,810 | 4 | 897,810 | 4 |
| 合計 | 2,176,297 | 9 | 1,966,340 | 12 | 4,142,637 | 21 |

※ 研究者数は、年度ごとに集計した延べ人数。実人数は11人。
（表イ-1参照）

6. 調査未了である機関

| 表ウ 調査が未了となっている機関（5機関） | 20年度 | 19年度 |
|-----------------------|------|------|
| | 以降分 | 以前分 |
| ○国立大学（3機関） | | |
| 福井大学 | ✓ | ✓ |
| 静岡大学 | ✓ | ✓ |
| 京都大学（注） | ✓ | ✓ |
| ○私立大学（2機関） | | |
| 千葉工業大学（注） | ✓ | ✓ |
| 北里大学 | ✓ | ✓ |
| 計 | 5 | 5 |

※ 「(注)」を付した機関（2機関）は、一部について調査未了と報告があった機関である。

7. 私的流用があった機関（平成20年度以降分と平成19年度以前分の合計）

表6 私的流用があった機関（6機関。第1報では2機関）（単位：円、人）

| | 金額 | 研究者数 |
|---------------------|---------------|------|
| ○国立大学（2機関。第1報では1機関） | | |
| 大阪大学 | (1, 822, 960) | (1) |
| 京都大学 ◆ | 1, 822, 960 | 1 |
| 京都大学 ◆ | 154, 272 | 2 |
| ○私立大学（3機関。第1報では1機関） | | |
| 上智大学 | (4, 816, 422) | (1) |
| 上智大学 | 5, 352, 722 | 2 |
| 愛知大学 ◆ | 774, 284 | 1 |
| 関西学院大学 ◆ | 103, 860 | 1 |
| ○その他 | | |
| 高エネルギー加速器研究機構 ◆ | 673, 720 | 1 |
| 合 計 | (6, 639, 382) | (2) |
| | 8, 881, 818 | 8 |

※ 大阪大学は平成23年2月公表済み。

※ 「◆」を付した機関は、第2報で新たに追加となった機関。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)

平成19年2月15日
文部科学大臣決定

本ガイドラインは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金(以下、「競争的資金等」という。具体的な制度は別紙のとおり。なお、新設・廃止等により、対象となる制度に変更があった場合は、その都度公表する。)について、配分先すべての機関においてそれらを適正に管理するために必要な事項を示したものである。第1節から第6節においては、それぞれの研究機関が実施すべき課題をテーマ別に記述し、第7節においては、それらの課題の実施状況評価をめぐって文部科学省がとるべき方策等を記す。

本ガイドラインの大前提にあるのは、次のような考え方である。

第1に、競争的資金等には研究機関に交付されるものと個々の研究者の研究遂行のためのものがあるが、個人への補助の性格を有するものであっても、その原資が国民の税金である以上、国民の信頼に応えるため、競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべきである、というこれまでの原則を一層徹底することが適当である。

第2に、競争的資金の管理を委ねられた機関の責任者は、研究費の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のあるような環境・体制の構築を図らなくてはならない。

研究機関は、その性格や規模において極めて多様であり、管理の具体的な方法について一律の基準を強制することはかえって実務上の非効率を招き、研究機関の研究遂行能力を低下させる危険性が高い。本ガイドラインは、大綱的性格のものであって、具体的にどのような制度を構築するかは、個々の研究機関の判断に委ねられている。各研究機関において、組織の長の責任とリーダーシップの下、構成員である研究者と事務職員が自律的に関与して、留意事項を参照しつつ、それぞれの研究機関にふさわしい、より現実的で実効性のある制度を構築することが求められる。

なお、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から競争的資金等の配分を受ける限り、企業、財団法人、NPO、外国の研究機関等も本ガイドラインの適用対象となる。ただし、小規模な企業、財団法人又はNPO、あるいは我が国の原則を強制することが無理な外国の研究機関等、ガイドラインに掲げたすべての項目を実施することが困難な団体については、資金配分機関においてチェックを強化するなどの措置によって代替する場合がある。また、企業等において、会社法に基づく内部統制システムの整備の一環等として、規程等がすでに設けられている場合はこれを準用することを可能とする。

また、別添として幾つかの実施事項の例を挙げているが、これらは多様であり得る制度構想の選択肢の一部として参考までに挙げているものであり、各研究機関がこの例の通りに実施することを求めるものではない。なお、本ガイドライン自体も、今後の運用を通じて、研究機関の実態により即した、より現実的かつ実効性のあるものになるよう見直しを行っていくこととする。

第1節 機関内の責任体系の明確化

競争的資金等の運営・管理を適正に行うためには、運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、機関内外に公表することが必要である。

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者(以下、「最高管理責任者」という。)を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。
- ② 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者(以下、「統括管理責任者」という。)を定め、その職名を公開する。
- ③ 機関内の各部局等(例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織)における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者(以下、「部局責任者」という。)を定め、その職名を公開する。
- ④ 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(実施上の留意事項)

各機関において適当と判断する場合は、部局等单位で責任の範囲を区分したり、対象となる資金制度によって責任の範囲を区分することができる。その場合は責任の範囲があいまいにならないよう、より明確に規定する。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、研究費の不正な使用(以下、「不正」という。)が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。

(1) ルールの明確化・統一化

(全機関に実施を要請する事項)

- 競争的資金等に係る事務処理手続きに関するルールについて、以下の観点から見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。
- ① すべての研究者及び事務職員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。
 - ② 機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局間で統一的運用を図る。
 - ③ ルールの全体像を体系化し、すべての研究者及び事務職員に分かりやすい形で周知する。
 - ④ 事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する仕組みを設ける。

(実施上の留意事項)

- ① 機関内ルールの策定に当たっては、慣例にとられることなく、実態を踏まえ業務が最も効率的かつ公正に遂行できるものとする。
- ② ルールの例外的な処理は、ルールと実態の乖離を招く恐れが強いことから、極力これを認めない。やむをえず認める必要がある場合については、例外処理の指針を定め、手続きを明確化して行うものとする。また、例外的処理を認めたケースについて先例集を作成して周知させるなど、実務が放恣に流れないように最大限の努力を惜しんではならない。

(2) 職務権限の明確化

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 競争的資金等の事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。
- ② 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。
- ③ 各段階の関係者の職務権限を明確化する。

④ 職務権限に応じた明確な決裁手続きを定める。

(実施上の留意事項)

- ① 不正を防止するためには、適切なチェックが必要であることについて研究者の理解を促進し、現場でのチェックが適切に行われる体制を構築することが重要である。
- ② 業務の実態が変化しているにもかかわらず、職務分掌規程等が改定されないまま実態と乖離して空文化し、責任の所在があいまいになっていないかという観点から必要に応じ適切に見直す。
- ③ 決裁が形式的なものでなく責任の所在を反映した実効性のあるものとなるよう、決裁手続きを簡素化する。その際、決裁者の責任を明確にするためにも、決裁者の人数を少人数に絞ることが望ましい。

(3)関係者の意識向上

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則とその精神を研究者に浸透させる。
- ② 事務職員は専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識を機関内に浸透させる。
- ③ 研究者及び事務職員の行動規範を策定する。

(実施上の留意事項)

- ① 不正の発生の背景には個人のモラルの問題だけでなく、組織による取り組みの不十分さという問題があるという認識を徹底させる。
- ② 不正発生を根絶するには、研究者、研究者コミュニティの自己決定によるルールと体制作りが前提であり、それに従うことが研究者倫理であるという意識を浸透させる。
- ③ 不正の問題は、機関全体、さらには広く研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を及ぼすものであることを、研究者は十分に認識しなければならない。
- ④ 事務職員は、研究活動の特性を十分理解する。
- ⑤ 事務職員は、研究を行う上で必要な事柄については、ルールに照らし実現可能であるか柔軟に検討するとともに、検討結果につきできるだけ早く研究者に適切な説明を行うことが求められる。なお、柔軟な検討については、本節(1)に述べたことに充分留意することが必要である。
- ⑥ 部局責任者等、研究現場における組織風土の形成に直接責任のある者は、会議等の運営に当たり、研究者と事務職員の相互理解を促進させるよう配慮する。
- ⑦ 事務職員のキャリアパスが、専門性を高められるものとなるよう配慮する。また、機関として専門性の高い人材の育成に取り組む。
- ⑧ 行動規範の内容は、研究者や事務職員の問題意識を反映させたものとする。研究者や事務職員の意識向上のため、現場で問題となりうる具体的な事項や実務上必要な内容を優先順位を付けて記載し、個々の事象への対応ではなく、機関の職員としての取り組みの指針を明記するものとする。

(4)調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 不正に係る調査の手続き等を明確に示した規程等を定める。
- ② 不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。
- ③ 懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定める。

(実施上の留意事項)

- ① 不正に関する調査や懲戒に関する規程等については、不公平な取扱いがなされたり、その疑いを抱かれたりすることのないように、明確な規程とするとともに適用手続きの透明性を確保する。
- ② 懲戒規程等は、不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じて処分がなされるよ

う、適切に整備する。

- ③ 調査の結果、不正が確認された場合は事案を公表する。また公表に関する手続きを予め定める。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止対応計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止することが必要である。

(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。
- ② 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

(実施上の留意事項)

- ① 不正を発生させる要因の把握に当たっては、一般的に以下のような点に注意が必要である。
 - (ア) ルールと実態が乖離していないか。
 - (イ) 決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確になっていないか。
 - (ウ) 取引に対するチェックが不十分になっていないか。例えば、研究者と事務職員の間意思疎通が円滑でないことなどにより、事務職員から研究者に取引状況の確認が行いにくい状況がないか。又は、研究者と取引業者の間が密接になり過ぎており、チェックがかけにくい状況になっていないか。
 - (エ) 予算執行が特定の時期に偏っていないか。
 - (オ) 過去に業者に対する未払い問題が生じていないか。
 - (カ) 競争的資金等が集中している部局・研究室はないか。
 - (キ) 非常勤雇用者の管理が研究室まかせになっていないか。
- ② 不正には複数の要因が関わる可能性があることに留意する。
- ③ 具体的な要因を把握するに当たっては、組織全体の幅広い関係者の協力を求め、実際に不正が発生する危険性が常にどこにでもあることを認識させ、自発的な改善の取り組みを促す。
- ④ 不正を発生させる要因に対する不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、定期的に見直しを行うことが必要である。
- ⑤ 不正防止計画の策定に当たっては、経理的な側面のみならず、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面についても検討する。
- ⑥ 不正防止計画への取り組みに部局等によるばらつきが生じないよう機関全体の観点からのモニタリングを行う。

(2) 不正防止計画の実施

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署(以下、「不正防止計画推進部署」という。)を置く。
- ② 最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

(実施上の留意事項)

- ① 不正防止計画推進部署は、最高管理責任者の直属として設置するなどにより、機関全体を取りまとめることができるものとする。なお、機関の規模によっては既存の部署を充て、又は既存の部署の職員が兼務することとしても差し支えない。
- ② 不正防止計画推進部署には、研究経験を有する者も含むことが望ましい。
- ③ 不正防止計画推進部署は機関の内部監査部門とは別に設置し、密接な連絡を保ちつつも内部監査部門からのチェックが働くようにすることが望ましい。
- ④

不正防止計画の着実な実施は、最高管理責任者の責任であり、実際に不正が発生した場合には、最高管理責任者の対応が問われることとなる。

- ⑤ 部局等は、機関全体で不正が生じにくいように、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

第3節で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、他者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理することが必要である。

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
- ② 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。
- ③ 不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることにかんがみ、癒着を防止する対策を講じる。
- ④ 発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する。
- ⑤ 納品検収及び非常勤雇用者の勤務状況確認等の研究費管理体制の整備について、機関の取り組み方針として明確に定める。
- ⑥ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定める。
- ⑦ 研究者の出張計画の実行状況等を部局等の事務で把握できる体制とする。

(実施上の留意事項)

- ① 予算執行が年度末に集中するような場合は、執行に何らかの問題がある可能性があることに留意し、事務職員は必要に応じて研究者に対して執行の遅れの理由を確認するとともに必要な場合は改善を求める。
- ② 物品調達に係るチェックシステムは、不正の防止と研究の円滑かつ効率的な遂行を両立させるよう配慮し、調達業務全体の枠組みの中で検討する。
- ③ 書面によるチェックを行う場合であっても、形式的な書類の照合ではなく、業務の実態を把握するように実施する。
- ④ 発注業務を柔軟にすることを目的として一定金額以下のものについて研究者による直接の発注を認める場合であっても、従来の慣行に関わらず、発注の記録方法や発注可能な金額の範囲等について、機関として可能な限り統一を図る。
- ⑤ 納品伝票は納品された現物と照合した上で保存し、後日の検証を受けられるようにする。
- ⑥ 物品調達について事務部門による検収を実施することが実務上困難な場合においても、発注者の影響を排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならない。
- ⑦ 研究費の執行が当初計画より遅れる場合等においては、繰越明許制度の積極的活用等、ルールそのものが内蔵する弾力性を利用した対応を行う。

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

ルールに関する理解を機関内の関係者に浸透させること、機関の内外からの情報が適切に伝達される体制を構築することが、競争的資金等の運営・管理を適切に行うための重要な前提条件となる。

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を

設置する。

- ② 機関内外からの通報(告発)の窓口を設置する。
- ③ 不正に係る情報が、最高管理責任者に適切に伝わる体制を構築する。
- ④ 研究者及び事務職員が機関の定めている行動規範や競争的資金等のルールをどの程度理解しているか確認する。
- ⑤ 競争的資金等の不正への取り組みに関する機関の方針及び意思決定手続きを外部に公表する。

(実施上の留意事項)

- ① 機関内部及び取引業者等、外部からの通報の取扱いに関し、通報者の保護を徹底するとともに、保護の内容を通報者に周知する。
- ② 誹謗中傷等から被告発者を保護する方策を講じる。
- ③ 顕名による通報の場合、原則として、受け付けた通報に基づき実施する措置の内容を、通報者に通知する。
- ④ 機関内外からの相談窓口及び通報窓口の仕組みについて、ホームページ等で積極的に公表する。
- ⑤ 行動規範や競争的資金等のルールの理解度の調査においては、ルールの形骸化やルールを遵守できない事情等がないか把握するよう努め、問題点が発見された場合には、最高管理責任者のリーダーシップの下、適切な組織(コンプライアンス室、監査室等)が問題の解決に当たる。
- ⑥ 民間企業等において、企業活動上、社内規程等を外部に公表することが困難な場合は、資金配分機関への報告をもって公表に代えることができる。

第6節 モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備することが重要である。

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備する。
- ② 内部監査部門は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証も行う。
- ③ 内部監査部門は第3節(2)の防止計画推進部署との連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。
- ④ 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与する。
- ⑤ 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。

(実施上の留意事項)

- ① 内部監査部門を強化するため、高い専門性を備え、機関の運営を全体的な視点から考察できる人材を配置する。
- ② 内部監査は、機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証するなど、機関全体の見地に立った検証機能を果たすことが重要である。調達業務を例にとると、発注・検収・支払いの現場におけるチェック及び防止計画推進部署によるそれらのモニタリングがともに機能しているか否かを内部監査により確認する。また内部監査には、ルールそのものにも改善すべきことがないか検証することが期待されている。
- ③ 監事及び会計監査人と内部監査部門が、それぞれの意見形成に相互に影響を及ぼすことを避けつつ、機関内の不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるようにする。
- ④ 内部監査部門は、コンプライアンス委員会や外部からの相談窓口等、機関内のあらゆる組織と連携し、監査の効果を発揮できるようにする。
- ⑤

内部監査の実施に当たっては、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し効率化・適正化を図る。

第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング、指導及び是正措置の在り方

文部科学省及び文部科学省が所管する資金配分機関である独立行政法人（以下、「文部科学省等」という。）は、研究機関が第1節から第6節に記載した課題を実施する状況について、次のように確認、評価及び対応を行う。

(1) 基本的な考え方

文部科学省等は、資金配分先の研究機関においても研究費が適切に使用・管理されるよう所要の対応を行う責務を負っている。文部科学省等は、研究機関における管理体制について、ガイドラインの実施状況を把握し、所要の改善を促す。

(文部科学省等が実施すべき事項)

- ① 有識者による検討の場を設け、ガイドラインの実施等に関してフォローアップするとともに、必要に応じてガイドラインの見直し等を行う。
- ② 文部科学省等は、研究機関側の自発的な対応を促す形で指導等を行う。管理体制の改善に向けた指導や是正措置については、緊急の措置が必要な場合等を除き、研究活動の遂行に及ぼす影響を勘案した上で、段階的に実施する。

(実施上の留意事項)

- ① 従来も資金配分機関により額の確定現地調査やその他の確認が個別の競争的資金等で行われている。文部科学省等はそれらの手段を有効に組み合わせて、研究者及び研究機関の負担を可能な限り増やさずに効率的・効果的な検証を行うよう努める。
- ② 研究機関が不正を抑止するために合理的に見て十分な体制整備を図っている場合には、文部科学省等は、構成員個人による意図的かつ計画的な不正が発生したことをもって、直ちに機関の責任を問うものではない。
- ③ 研究機関の問題は、個別の部局にある場合もあるが、部局も含めた体制整備の責任は、機関の長にある。したがって、体制整備の問題に関する評価、及び評価結果に基づき行われる是正措置の対象は原則として機関全体とする。

(2) 具体的な進め方

(文部科学省等や研究機関が実施すべき事項)

- ① 研究機関は、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、年に1回程度、書面による報告を文部科学省に提出する。
- ② 文部科学省は、①の報告書を基にガイドラインの「全機関に実施を要請する事項」の内容との整合性について確認を行う。なお、文部科学省は、確認に当たり必要に応じて資金配分機関と協議する。
- ③ 文部科学省等は、②の報告書に基づく確認以外に、資金配分額の多い機関を中心にサンプリング等により対象を選定して現地調査を行い、体制整備等の実態把握を行う。
- ④ 文部科学省等は、②の確認や③の調査の結果、機関の体制整備等の状況について問題を認める場合には、当該機関に対して問題点を指摘するとともに、問題点の事例を機関名を伏して各機関に通知し、注意を促す。
- ⑤ 問題を指摘された機関は、指摘された問題点について文部科学省等と協議の上、改善計画を作成し、同計画を実施する。
- ⑥ 文部科学省等は、改善計画を履行していないなど、体制整備等の問題が解消されないと判断する場合、有識者による検討の結果を踏まえて、当該機関に対して必要に応じて次のような是正措置を講じる。なお、是正措置の検討に当たっては、機関からの弁明の機会を設けるものとする。

(ア)管理条件の付与

管理強化措置等を講じることを資金交付継続の条件として課す。

(イ)機関名の公表

体制整備等が不十分であることを公表する。

(ウ)一部経費の制限

間接経費の削減等、交付する経費を一部減額する。

(エ)配分の停止

当該機関及び当該機関に所属する研究者に対する資金の配分を一定期間停止する。

⑦ ⑥の是正措置は、改善の確認をもって解除する。

(実施上の留意事項)

- ① 改善項目の指摘に関する判断基準(チェックリスト)を、対象となる機関の多様性を踏まえつつ作成し、公表しておく。
- ② 機関はガイドラインに基づく体制整備等に速やかに着手し、実現可能なものから実施に移した上で、平成20年度の競争的資金等に係る申請時点から取り組み状況について報告を提出する。
- ③ 評価、改善指導や是正措置は基本的に機関全体に対して行われるべきであるが、具体的な問題点を把握するため、いくつかの部局を選び、現地調査を実施し、機関全体の体制整備等の状況について評価する際の判断材料とする。
- ④ 不正事案が発生した場合、文部科学省等は、当該機関から追加の情報提供を求め、現地調査を実施するなどにより、不正に関与した者の責任とは別に、体制整備等の問題について調査を行い、その結果に基づき、上記⑤から⑦までの対応を行う。

☞ (別添) [実施事項の例](#)

☞ (別紙) [競争的資金等一覧](#)

(科学技術・学術政策局調査調整課)

[文部科学省ホームページトップへ](#)

[ページの先頭に戻る](#)

[会見・報道・お知らせ](#) [政策・審議会](#) [白書・統計・出版物](#) [申請・手続き](#) [文部科学省の紹介](#) [教育](#) [科学技術・学術](#) [スポーツ文化](#)

[ご意見・お問合せ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンク・著作権について](#) [アクセシビリティへの対応について](#)

文部科学省 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 電話番号:03-5253-4111(代表) 050-3772-4111 (IP 電話代表) [案内図](#)

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology



検索

別添

実施事項の例

ここに示す事例は、各機関がガイドラインに示された事項を実施する際の参考として示すものであり、このとおりに実施することが求められるものではない。これらにとらわれることなく、各機関の実情を踏まえた多様な方法が試みられることが期待される。

第1節 機関内の責任体系の明確化

- ① 競争的資金の取扱いに関する規程において、最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者に相当する者の職名を特定し、それぞれの責任範囲・権限を規定するとともに相互の関係を明記する。
- ② ①の内容をホームページ等で公表する。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

- ① 競争的資金等の執行に関する各種ルール及び運営方法の全体像を、機関内外に対してホームページ等により公表する。部局によって異なるルールがある場合はそれらを含める。
- ② よく尋ねられる質問については、FAQ等で統一見解を明確に示す。

(2) 職務権限の明確化

競争的資金等の執行に関して決裁権限規程を見直す。機関全体について一覧できる権限規程とし、責任と権限を明確にする。

(3) 関係者の意識向上

- ① 研究者や事務職員に対する研修を行い、行動規範や各種ルールの周知・徹底を図る。研修は、対象者本人の出席を義務付ける形で実施し、具体的な事例を紹介するなどの方法が有効である。なお、最高管理責任者及び統括管理責任者はそれらの周知に当たり、自ら繰返し徹底して伝達することが肝要である。
- ② 体制整備に向けた研究者と事務職員間のコミュニケーション強化を目的として、退職した研究者（同一機関退職者を避けることが望ましい。）の再雇用（臨時雇用等）や外部人材の活用を図る。これらの者からのアドバイスを受けて、事務職員が研究者の意識や立場をより深く理解することにより、研究費の運営・管理が円滑に行われるようにする。但しその際、研究現場の古い体質や慣習の排除に留意する。
- ③ 事務職員の専門性を向上させる施策を講じる。また、必要に応じ特定の高い専門性を有する事務職員を採用する。事務職員に期待される専門性としては、関連法令、会計制度等に関する広範な知識に加え、研究の内容や動向、研究遂行に必要な機器・環境等についての理解が挙げられる。

- ④ 競争的資金等に採択された研究者から、関係ルールを遵守する旨の誓約書の提

出を求める。

(4) 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

- ① 不正事案の調査を担当する組織として、事案が発生した部局から独立した第三者（本部事務局の職員あるいは外部の弁護士、公認会計士等）を加えた組織を設置する。事実の認定を受けて処分を検討する組織が事案発生部局である場合には、判断基準を明確化・透明化することで、公正性と客観性を確保することに特に留意する。
- ② 懲戒に関しては、機関全体として取り組む。具体的には、懲戒事案の審議の開始を決定する段階から本部の役員等が関与し、審議過程に本部の役員等や外部有識者を参画させるなどの方法をとる。
- ③ 懲戒に関する委員会の運営については、内部通報制度との連携を図るとともに、外部有識者によるモニタリングを行う。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

- ① 部局ごとに問題となりうる具体的な事項を洗い出し、一覧表を作成する。その際には、規程と運用が乖離している事務処理手続き等、現場で実際に問題となっている事項を具体的に把握する。
- ② ①の一覧表をもとに、個々の要因ごとに定量的な評価を行う。定量的な評価とは、発生可能性と影響度をそれぞれ段階的に評価したものを組み合わせて評価することなどをいう。この評価結果をもとに、個々の要因への対応の優先度を決定する。
- ③ 不正を発生させる要因を機関全体に起因するものと個別部局ごとに特有のものに分類した上で、両者に対する具体的な不正防止計画を策定する。
- ④ 不正防止計画を確実に遂行していくため、各種媒体を活用して職員に最高管理責任者の対応姿勢を明示する。
- ⑤ 統括管理責任者が不正防止計画の実施状況を各部局ごとにモニタリングし、必要に応じて部局に対して改善を指示する。
- ⑥ 最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者について、不正防止計画に関する実施責任及び権限を明確にする。

(2) 不正防止計画の実施

- ① 防止計画推進部署として、競争的資金等に関するコンプライアンス室を設置する。コンプライアンス室は、機関全体の観点から実態を把握・検証し、関係部局と協力して、不正発生要因に対する改善策を講じる。次のような業務も実施することが望ましい。
 - (ア) 適切なチェック体制の構築や機関内のルールの統一について提言する。
 - (イ) 行動規範案を作成する。
 - (ウ) 行動規範の浸透を図るための方策を推進する。
- ② コンプライアンス室には、会計・法務の専門的な知識を有する者のほか、退職した研究者等で、研究経験に基づき関係者に助言ができる人材を確保する。
- ③ 不正防止計画を具体的に実行するための運用ガイドラインを策定する。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

- ① 年度開始後、競争的資金が交付されるまでの間、機関内での立替払い制度等の代替策を講じる。

- ② 予算執行を適切かつ効率的に管理することができるよう、財務会計システムを構築する。
- ③ 研究者による発注を認める場合は、チェック機能が十分発揮されるよう、次のような対応を適宜組み合わせる。
 - (ア) 研究者が有する発注権限の範囲を機関の外部に対して明示する。
 - (イ) 発注様式を統一あるいは電子化することで、発注記録が必ず残るようにする。
 - (ウ) 検収センターを設置するなどにより、発注者以外の者による検収を検収者の責任を明確にした上で厳格に実施する。
 - (エ) 納品と同時に請求書を業者から機関事務局に直接送付する仕組みとする。
 - (オ) 納品の事実確認を抜打ちで実施する。
 - (カ) 業者の原伝票との照合等、発注・検収に関する事後的な検証を厳格に行う。
- ④ 研究の円滑な遂行の観点から、可能な限り柔軟な運用を図る一方、発注者と業者の間に事務局が介在して実態的なチェックがなされる仕組みを導入する。例えば、資金配分機関が認める場合は、事務局と業者が包括契約(業者等に一括契約しておき、その都度物品の納品の確認等を行って年度内に全体を精算する方式。限度枠及び業者の選定方法に留意が必要。)を行い、請求書は事務局に直接送付させる。
- ⑤ 発注書に支出財源を明示させ、それらを財務会計システムに入力できるようにする。
- ⑥ 旅費については、宿泊費等について、一定の上限を設定し、実費精算方式とする。また、航空賃や新幹線の運賃等についても領収書等を添付する。
- ⑦ 非常勤雇用者の採用や契約更新に当たって、事務局側で非常勤雇用者との面談を行い、勤務実態等を確認する。また、採用後も、日常的に非常勤雇用者と事務職員が面談をするなど勤務実態について事務局側で把握できるような体制を構築することが望ましい。
- ⑧ 一定期間継続して雇用する非常勤雇用者の管理については部局事務で一元化して行い、事務職員が非常勤雇用者と接触する機会を持ち、実態を把握する。

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

- ① 通報者の保護のため、利害関係のない弁護士事務所等を通報窓口とする。
- ② 外部有識者からなるコンプライアンス委員会を設置し、通報された事項が適切に処理されているかどうか検証する。
- ③ 行動規範や各種ルール等について、研究者及び事務職員のコンプライアンス意識の浸透度調査を定期的に(2～3年に1度程度)行う。調査を行うに当たっては、機関全体の状況を反映し、研究者や事務職員のありのままの意識を把握するため、できるだけ全職員を対象とし、外部を活用するなどの配慮を行う。
- ④ 競争的資金等に関する管理・監査状況に関する報告書を作成し、ホームページ等により公表する。
- ⑤ USR(大学の社会的責任)報告書等において、競争的資金等に係る不正への取り組みに関する機関内の責任体制や運営・管理の仕組み、コンプライアンスへの取り組み等について積極的に公表する。

第6節 モニタリングの在り方

- ①

内部監査部門には、会計・法務等の専門的な知識を有する者のほか、研究活動の実情に精通した者を配置する。

- ② 納品書について、業者発行の原伝票を確認し、伝票の連番等を通して取引時期を特定する。
- ③ 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して検証したり、出勤簿に照らし合わせるほか、出張の目的や概要を抜打ちでヒアリングするなど、実効性のある監査を行う。
- ④ 非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてヒアリングを行う。その際、謝金等の振込口座のある支店所在地と居住地の違い等、実態的な側面に注意する。
- ⑤ 監査の質を一定に保つため、監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用する。
- ⑥ 財政上の制約から独立した専属の内部監査部門を設置することが困難な場合、以下のような対応を行うことも考えられる。
 - (ア) 経理的な側面に対する内部監査は、担当者を指定し、その取りまとめ責任の下に、複数の組織から人員を確保してチームとして対応する。
 - (イ) ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面に対する内部監査は、防止計画推進部署等が兼務して実施する。
- ⑦ 防止計画推進部署から不正発生要因の情報を入手した上で、監査計画を適切に立案する。
- ⑧ 監事及び会計監査人と内部監査部門が定期的に相互の情報交換を行う場を設ける。
- ⑨ 監査報告の取りまとめ結果について、研究機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。

[ページの先頭へ](#) [文部科学省ホームページのトップへ](#)

[お知らせ](#) [政策について](#) [白書・統計・出版物](#) [申請・手続き](#) [文部科学省について](#) [教育](#) [科学技術・学術](#)
[スポーツ](#) [文化](#)

[ご意見・お問い合わせ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンク・著作権について](#)

文部科学省 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
電話番号:03-5253-4111(代表) 050-3772-4111 (IP 電話代表) [案内図](#)

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology



検索

別紙

競争的資金等一覧

(1) 文部科学省の競争的資金

- ・科学研究費補助金
- ・科学技術振興調整費
- ・21世紀COEプログラム
- ・キーテクノロジー研究開発の推進
- ・地球観測システム構築推進プラン
- ・原子カシステム研究開発事業

(2) 文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金

- ・戦略的創造研究推進事業
- ・先端計測分析技術・機器開発事業
- ・革新技術開発研究事業
- ・独創的シーズ展開事業
- ・産学共同シーズイノベーション化事業
- ・重点地域研究開発推進プログラム
- ・地域結集型研究開発プログラム等

(3) 文部科学省の公募型の研究資金

- ・私立大学学術研究高度化推進事業
- ・都市エリア産学官連携促進事業
- ・知的クラスター創成事業
- ・世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業
- ・ゲノムネットワークプロジェクト
- ・細胞・生体機能シミュレーションプロジェクト
- ・ライフサイエンス分野の統合データベース整備事業
- ・再生医療の実現化プロジェクト
- ・個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト
- ・がんトランスレーショナル・リサーチ事業－革新的ながん治療法等の開発に向けた研究の推進－
- ・次世代の電子顕微鏡要素技術の開発
- ・知的資産の電子的な保存・活用を支援するソフトウェア技術基盤の構築
- ・X線自由電子レーザー利用推進研究課題
- ・革新的原子カシステム技術開発公募

(4) 文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金

- ・地域研究開発資源活用促進プログラム
- ・人道的対人地雷探知・除去技術研究開発推進事業

- ・バイオインフォマティクス推進事業
- ・戦略的国際科学技術協力推進事業
- ・先端研究拠点事業
- ・アジア研究教育拠点事業
- ・アジア・アフリカ学術基盤形成事業
- ・日中韓フォーサイト事業
- ・二国間交流事業(共同研究・セミナー)

* 平成19年2月現在(ただし、平成18年度終了事業を除く。)

[ページの先頭へ](#) [文部科学省ホームページのトップへ](#)

[お知らせ](#) [政策について](#) [白書・統計・出版物](#) [申請・手続き](#) [文部科学省について](#) [教育](#) [科学技術・学術](#)
[スポーツ](#) [文化](#)

[ご意見・お問い合わせ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンク・著作権について](#)

文部科学省 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
電話番号:03-5253-4111(代表) 050-3772-4111 (IP 電話代表) [案内図](#)

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

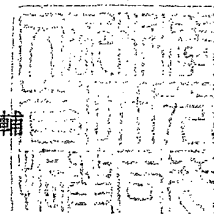
24文科振300号

平成24年7月26日

関係各国公私立大学長
関係各国公私立高等専門学校長
関係各大学共同利用機関法人機構長
関係各独立行政法人の長
殿

文部科学省研究振興局長

吉田大輔



(印影印刷)

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」
に基づく体制整備等の履行状況調査の実施について（通知）

科学技術・学術の振興を図るためには、研究費を適正に管理するとともに、有効かつ効率的に活用し、研究成果を社会に還元していくことが必要です。言うまでもなく、研究費の不正な使用は、それを起こした職員が所属する研究機関にとって重大な問題であるばかりではなく、国民の貴重な税金を原資として成り立つ、科学技術・学術振興体制への信頼を揺るがしかねない問題であります。

文部科学省としても、本件の重要性に鑑み、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」（以下、「ガイドライン」という。）の制定に伴い、これまで、研究機関における公的研究費の適正な管理の充実を図るため、その趣旨の普及・定着に向けた取組として、「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出要請、現地調査による指導助言、それらの調査結果を踏まえた各機関の取組の分析・公表による情報発信、研修会・説明会開催を通じた取組の普及・啓発等を推進してきたところで

す。

これらを通じて、各研究機関における管理体制の充実・定着化が着実に図られつつあるところですが、一方で、平成23年8月に実施した「公的研究費の不適切な経理に関する調査」の結果（平成24年3月2日第一報として調査結果を公表）において、ガイドライン制定前の事案も含め、約50機関から不適切な経理が報告されるとともに、昨今もこうした問題に関する事例が相次いで報じられるなど、依然として一部の研究機関で抜本的な改善が見られないのも事実です。

こうした事案については、公的研究費の管理に対する国民の信用を失墜させ、貴重な税金を源泉とする今後の研究活動に対する支援にも悪影響を与えることが強く懸念されることから、これらの研究機関に対しては、厳正な対処を求めて行かざるを得ない状況です。

貴研究機関におかれましては、ガイドラインの趣旨を踏まえ、引き続き、適正かつ効率的な公的研究費の管理・監査が行える体制の整備・充実にご尽力いただきますようお願いいたします。

なお、このたび、「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」における検討結果を受けて、上記調査結果において不適切な経理が報告された全ての研究機関を対象に、組織として責任ある公的研究費の管理・監査体制の主体的な取組の改善・充実を一層促進するとともに、ガイドライン第7節に掲げる改善指導及び段階的な是正措置等を講じることを目的として、書面調査及び必要に応じ面接調査又は現地調査による「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」を平成24年度から実施することといたしましたので、ご参考までにお知らせします。

また、ガイドラインの趣旨に則って、多様な研究機関がそれぞれの規模や特性に応じた実効性のある体制を整備する上では、各研究機関の取組の主体的な情報発信と機関間での共有が有効であり、公的研究費に対し、広く国民の理解と支援を得る上でも必要不可欠です。

各研究機関においては、こうした点及び別添のガイドラインの「実施事項の例」を踏まえ、ガイドラインの実施等に関する各機関の特性を踏まえた創意工夫ある取組も含め、ホームページ等を通じて積極的な情報発信を行っていただきますようお願いいたします。

【本件問合せ先】

文部科学省研究振興局振興企画課
競争的資金調整室

E-mail : kenkyuhi@mext. go. jp

電 話 : 03-5253-4111

(内線3862、3828、3827)

(問合せは、可能な限りE-mailでお願いします。)

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）
（抄）

平成19年2月15日
文部科学大臣決定

【実施事項の例】

第1節 機関内の責任体系の明確化

- ① 競争的資金の取扱いに関する規程において、最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者に相当する者の職名を特定し、それぞれの責任範囲・権限を規定するとともに相互の関係を明記する。
- ② ①の内容をホームページ等で公表する。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

- ① 競争的資金等の執行に関する各種ルール及び運営方法の全体像を、機関内外に対してホームページ等により公表する。部局によって異なるルールがある場合はそれらを含める。

(以下略)

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

- ④ 競争的資金等に関する管理・監査状況に関する報告書を作成し、ホームページ等により公表する。
- ⑤ USR（大学の社会的責任）報告書等において、競争的資金等に係る不正への取り組みに関する機関内の責任体制や運営・管理の仕組み、コンプライアンスへの取り組み等について積極的に公表する。